

新設(変更)届出の概要

整理番号	
受理年月日	年 月 日

(フリガナ)

会 社 名

住 所

郵便番号

設備投資予定額

百万円

(うち用地費

百万円)

届出の概要(目的、理由等)

施 設 名	面 積 (㎡)			備 考
	変 更 前	変 更 後	増 減	
敷 地				
生産施設				
緑 地				
緑地以外の 環境施設				

()内の%は敷地面積に対する各施設面積の割合

- 備 考
- 新設(変更)届出の概要については、届出理由及び生産施設、緑地、環境施設、製品名、敷地面積の項目ごとに分けて届出内容を簡単に記載すること。
 - 標題のうち「新設(変更)」については届出に応じいずれか該当する文字を○で囲むこと。
 - 工場案内等の会社概況説明書があれば添付してください。

準 則 計 算 表

中分類業種名

細分類番号

1 生産施設(P)

$P/S \leq \gamma$

γ :		α :	
------------	--	------------	--

2 緑 地(G)

$G/S \geq 0.2$

3 環境施設(E)

$E/S \geq 0.25$

- 備考 1. 業種について日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号(4ケタ)を記載のこと。
2. 2以上の業種に属する特定工場等の場合には,各業種ごとの生産施設の面積を γ 、 α の値別に整理したものを記載すること。
3. 次ページ例にならい準則計算推移表を添付すること。
4. 計算は小数点第3位を四捨五入すること。

準則計算表(単一業種)

- ・計算は小数点第3位を四捨五入すること。
- ・兼業の場合は、別途計算式があります。

生産施設

- P → 当該変更に係る生産施設の面積
- γ → 当該既存工場等にかかる生産施設面積率
- S → 当該既存工場等の敷地面積
- P0 → 昭和49年6月28日に設置済の生産施設面積設置工事が行われている生産施設面積の合計
- α → 当該既存工場等にかかる生産施設用敷地計算係数
- P1 → 昭和49年6月29日以後に生産施設面積の変更が行われた場合におけるその変更に係る面積の合計

緑地

- G → 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- P → 当該変更に係る生産施設の面積
- γ → 当該既存工場等にかかる生産施設面積率
- X → 当該既存工場等にかかる緑地面積率
- S → 当該既存工場等の敷地面積
- G0 → 当該変更に係る届出前に設置されている緑地面積の合計のうち昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設面積変更に伴い最低限設置することが必要な緑地面積の合計を超える面積

環境施設

- E → 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
- P → 当該変更に係る生産施設の面積
- γ → 当該既存工場等にかかる生産施設面積率
- Y → 当該既存工場等にかかる環境施設面積率
- S → 当該既存工場等の敷地面積
- E0 → 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設面積の合計のうち昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設面積変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設面積の合計を超える面積

(例2)

準 則 計 算 推 移 表

会社工場名	(株)					(工場)	
設置場所						〒	
	TEL	-	-	(団地名	)	団地特例	有・無
担 当 者			代表 業種名				
細分類番号							
P0i							
γ i							
α i							
現在の現況	増設可能 (計算式) 敷地面積					G ₀	
						E ₀	

[illegible]

備考

当該G(E)設置…当該變更に伴い設置される緑地(環境施設)の面積
(G₀)(E₀)…当該生産施設の面積の變更に伴い設置される緑地面積(環境施設)のうち
当該生産施設の面積の變更に伴い最低限設置することが必要な緑地
(環境施設)の面積を超える面積

[illegible]

G₁(E₁)…当該変更後に設置されている緑地(環境施設)の面積の合計

次回Go(次回Eo)…当該変更後に設置されている緑地(環境施設){当該届出前に届けられた緑地(環境施設)の面積の変更に係るものを含む}の面積の合計のうち昭和49年6月29日以後の当該変更を含む生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地(環境施設)の面積の合計を越える面積

備考…期間短縮等について記入

様式B

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

年 月 日

多 久 市 長 様

届出者 所在地
名 称
代表者

(担当者)

電話 () -

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに、工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置場所	〒	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するもの にあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供 給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工 場の種類）	変更前	
		変更後	
3	特定工場の敷地面積	変更前 ㎡	変更後 (+) ㎡ (△)
4	特定工場の建築面積	変更前 ㎡	変更後 (+) ㎡ (△)
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等	年 月 日
		施設の設置工事	年 月 日
※整理番号			※ 備 考
※受理年月日			
※ 審 査 結 果			

備考1 ※印の欄には、記載しないこと。

- 2 6 欄から 8 欄について、規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設は、それ以外の緑地と区別して記載すること。
- 3 法第 6 条第 1 項の規定による新設の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は 7 欄を、工業集合地特例の適用を受けようとししない場合は 8 欄を除く。）に記載すること。
ただし、3 欄から 6 欄については、変更後の欄に記載のこと。
- 4 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は 7 欄を、工業集合地特例の適用を受けようとししない場合は 8 欄を除く。）に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄及び 9 欄に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 6 9 欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあつては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあつては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
- 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。
- 8 代理人が届け出る場合は、代表者の委任状を添付すること。その場合、印鑑は代理人のものを使用することができる。
- 9 敷地面積、建築面積は、小数点以下を切り捨てること。別紙 1、2 等の生産施設面積、緑地及び環境施設面積についても同様とすること。
- 10 9 欄では、敷地の増減のみの変更の場合は、「造成工事等」の欄に記入すること。
- 11 標題のうち「新設（変更）」については届出に応じて、いずれか該当する文字を○で囲むこと。

委任状

私は、
委任します。

を代理人として、下記の事項を

記

工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定による特定工場の新設（変更）に係る一切の権限及び工場立地法第11条第2項の期間の短縮に係る一切の権限

年 月 日

委任者住所

委任者氏名

多久市長 様

別紙1

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (m ²)		増減面積 (m ²)			
		変更前	変更後				
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
	セ－			+		△	
生産施設の面積の合計				+		△	

備考 1 施設番号欄には、セ-1からはじまる一連番号を記載すること。

ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。

2 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。

3 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。

4 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表す正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表す負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表す負の数字と増加面積を表す正の数字の両方を記載すること。

5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあつては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

別 紙 2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式B備考2で区別することとされた緑地を除く。）の名称	施設番号	面 積（ m ² ）		増 減 面 積（ m ² ）			
		変 更 前	変 更 後				
	リ－			+		△	
	リ－			+		△	
	リ－			+		△	
	リ－			+		△	
	リ－			+		△	
	リ－			+		△	
	リ－			+		△	
	リ－			+		△	
	リ－			+		△	
	リ－			+		△	
	リ－			+		△	
	リ－			+		△	
	リ－			+		△	
	リ－			+		△	
緑地面積（様式B備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計				+		△	
様式B備考2で区別することとされた緑地の名称	施設番号	面 積（ m ² ）		増 減 面 積（ m ² ）			
		変 更 前	変 更 後				
	ジ－			+		△	
	ジ－			+		△	
	ジ－			+		△	
	ジ－			+		△	
	ジ－			+		△	
様式B備考2で区別することとされた緑地の面積の合計				+		△	
緑 地 面 積 の 合 計				+		△	
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面 積（ m ² ）		増 減 面 積（ m ² ）			
		変 更 前	変 更 後				
	カ－			+		△	
	カ－			+		△	
	カ－			+		△	
	カ－			+		△	
	カ－			+		△	
緑 地 以 外 の 環 境 施 設 の 面 積 の 合 計				+		△	
環 境 施 設 の 面 積 の 合 計				+		△	

2 環境施設の配置

		変 更 前	変 更 後
敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号			
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計		m ²	m ²
配置について勘案した 周辺の地域の土地利用 の状況等との関係			

備 考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。

2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地（様式B備考2で区別することとされた緑地を除く。）にあつては「リー1」と、様式B備考2で区別することとされた緑地にあつては「ジー1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カー1」と読み替えるものとする。

様式例第 1

整理番号

事業概要説明書

1	生産開始の日		年	月	日	(操業開始		年	月	日)
2	主要製品別生産能力及び生産数量									
	製品名		生産能力		生産数量					
			変更前	変更後	変更前		変更後			
3	水源別工業用水使用量 計 (単位：トン／日)									
		上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海 水		
	変更前									
	変更後									
4	電力の使用量 計 (単位：KWH／日)									
	買電による電力使用量				自家発電による電力使用量					
	変更前		変更後		変更前		変更後			
5	輸送手段別輸送量 計 (単位：トン／月)									
				自動車	鉄道	船舶	その他	計		
	燃料、原材料 及び外注部品	変更前								
		変更後								
	製 品	変更前								
変更後										
6	従業員数 計 人									
		男		女		計				
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後			
	職員（管理者、事務従事者）									
工員（生産従事者）										

備考	1 生産開始の日の欄には、届出に係る生産施設の移動開始の日を記載してください。 2 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。（例 トン／日等） 輸送量はトンで換算した値で1か月当たり平均輸送量を記載してください。 3 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4を用いて下さい。
----	--

様式例第 2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図



- 備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記して下さい。

施設の名称	色彩
生産施設	青
緑地	緑
様式B備考2で区別 することとされた緑地	網掛け
緑地以外の環境施設	黄

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるよう明示して下さい。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあっては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規定及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

様式例第 3

特定工場用地利用状況説明書

[illegible]

- 備考 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 2 都市計画法上の用途地域を記入して下さい。
- 3 特定工場の用に供する土地の説明欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。
- 4 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

様式例第 4

特定工場の新設等のための工事の日程

年月 工事の種類		工事の日程									
		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
造成（埋立）工事 敷地の増減の移転登記日等を記載											
生産施設の設置工事											
施設の名称	施設番号										
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設番号										
その他の主要施設の設置工事											

備考 1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を一印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。

なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。

また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。

2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。

3 事務所、倉庫等のその他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類を工事の種類欄に明記して下さい。

4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。